

平成25年1月分

日	曜	時間内令状当番	変 更	夜間令状当番	変 更	備 考
1	火					
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					刑裁協議
16	水					1刑員裁
17	木					1刑員裁
18	金					刑事部会
19	土					
20	日					
21	月					2刑員裁
22	火					2刑員裁
23	水					
24	木					2刑員裁
25	金					民事部会・2刑員裁
26	土					
27	日					
28	月					2刑員裁
29	火					2刑員裁
30	水					
31	木					2刑員裁
1	金					

(注) △印は、簡易裁判所判事の権限を有しない判事補
 ○印は、簡易裁判所判事
 ()印は管内支部、簡裁判事
 簡裁判事の補職発令のない地裁判事も簡裁判事の職務を
 行うことができる。

(時間内)

(夜間)

〔平日〕 8:30～17:00(18:00) 17:00(18:00)～8:30

〔休日〕 8:30～17:00 17:00～8:30

【交替等連絡先】

刑事訟廷事務室庶務係

(内線)

またはEメールで

宛先

【当直時連絡先】

平成25年2月分

日	曜	時間内令状当番	変 更	夜間令状当番	変 更	備 考
1	金					2刑員裁
2	土					
3	日					
4	月					2刑員裁
5	火					1/2刑員裁
6	水					1/2刑員裁
7	木					1/2/4刑員裁/刑事部会
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					2/4刑員裁
13	水					2/4刑員裁
14	木					4刑員裁
15	金					2/4刑員裁/民事部会
16	土					判例研究会
17	日					
18	月					
19	火					1刑員裁
20	水					1刑員裁
21	木					1刑員裁
22	金					1刑員裁
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					4刑員裁
27	水					4刑員裁
28	木					1・4刑員裁
1	金					
2	土					
3	日					

(注) △印は、簡易裁判所判事の権限を有しない判事補
 ○印は、簡易裁判所判事
 ()印は管内支部、簡裁判事
 簡裁判事の補職発令のない地裁判事も簡裁判事の職務を
 行うことができる。

(時間内)

(夜間)

〔平日〕 8:30～17:00(18:00) 17:00(18:00)～8:30

〔休日〕 8:30～17:00

17:00～8:30

【交替等連絡先】

刑事訟廷事務室庶務係

(内線 [REDACTED])

またはEメールで

宛先 [REDACTED]

【当直時連絡先】

[REDACTED]

平成25年3月分

日	曜	時間内令状当番	変 更	夜間令状当番	変 更	備 考
1	金					2員裁
2	土					
3	日					
4	月					2員裁
5	火					2員裁/簡裁判事協議
6	水					2員裁
7	木					刑事部会/2員裁
8	金					2員裁
9	土					
10	日					
11	月					2員裁
12	火					民事部会/員裁
13	水					1・2員裁
14	木					1・2・4員裁
15	金					常任委員会/4員裁
16	土					
17	日					
18	月					1・2員裁
19	火					2・4員裁
20	水					
21	木					2員裁
22	金					2員裁
23	土					
24	日					
25	月					1・4員裁
26	火					1・4員裁
27	水					JR
28	木					1員裁
29	金					4員裁
30	土					
31	日					

(注) △印は、簡易裁判所判事の権限を有しない判事補
 ○印は、簡易裁判所判事
 ()印は管内支部、簡裁判事
 簡裁判事の補職発令のない地裁判事も簡裁判事の職務を
 行うことができる。

(時間内)

(夜間)

〔平日〕 8:30～17:00(18:00) 17:00(18:00)～8:30

〔休日〕 8:30～17:00

17:00～8:30

【交替等連絡先】

刑事訟廷事務室庶務係

またはEメールで

宛先

【当直時連絡先】

部外厳秘

裁判官令状当番表

平成25年3月11日作成

平成25年4月分

神戸地方裁判所

日	曜	時間内令状当番	変 更	夜間令状当番	変 更	備 考
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					民事部会
16	火					4刑員裁
17	水					4刑員裁
18	木					4刑員裁・刑事部会
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水					
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
1	水					
2	木					

(注) △印は、簡易裁判所判事の権限を有しない判事補

○印は、簡易裁判所判事

()印は管内支部、簡裁判事

簡裁判事の補職発令のない地裁判事も簡裁判事の職務を行うことができる。

(時間内)

(夜 間)

〔平 日〕 8:30～17:00(18:00) 17:00(18:00)～8:30

〔休 日〕 8:30～17:00

17:00～8:30

【交替等連絡先】

刑事訟廷事務室庶務係

(内線)

またはEメールで

宛先

【当直時連絡先】

平成25年5月分

日	曜	時間内令状当番	変 更	夜間令状当番	変 更	備 考
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					4刑員裁
8	水					4刑員裁
9	木					4刑員裁
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					4刑員裁
17	金					4刑員裁
18	土					
19	日					
20	月					1・2・4刑員裁
21	火					1・2・4刑員裁
22	水					1・2・4刑員裁
23	木					1・2刑員裁
24	金					1・2刑員裁
25	土					
26	日					
27	月					1刑員裁
28	火					
29	水					4刑員裁
30	木					4刑員裁
31	金					

(注) △印は、簡易裁判所判事の権限を有しない判事補
 ○印は、簡易裁判所判事
 ()印は管内支部、簡裁判事
 簡裁判事の補職発令のない地裁判事も簡裁判事の職務を行うことができる。

(時間内)

(夜間)

〔平日〕 8:30～17:00(18:00) 17:00(18:00)～8:30

〔休日〕 8:30～17:00 17:00～8:30

【交替等連絡先】

刑事訟廷事務室庶務係

(内線 [])

またはEメールで

宛先 []

【当直時連絡先】

[]

平成25年6月分

日	曜	時間内令状当番	変 更	夜間令状当番	変 更	備 考
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					4刑員裁
5	水					
6	木					刑事部会
7	金					4刑員裁
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					判例研究
16	日					
17	月					
18	火					
19	水					
20	木					民事部会
21	金					裁判官会議・4刑員裁
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					2刑員裁
26	水					2刑員裁
27	木					2刑員裁
28	金					2刑員裁
29	土					
30	日					
1	月					
2	火					

(注) △印は、簡易裁判所判事の権限を有しない判事補
 ○印は、簡易裁判所判事
 ()印は管内支部、簡裁判事
 簡裁判事の補職発令のない地裁判事も簡裁判事の職務を行うことができる。

(時間内)

(夜間)

〔平日〕 8:30～17:00(18:00) 17:00(18:00)～8:30

〔休日〕 8:30～17:00

17:00～8:30

【交替等連絡先】

刑事訟廷事務室庶務係

(内線)

またはEメールで

宛先

【当直時連絡先】